

(別紙1)

## 母子・父子福祉資金貸付金の申請について



- 対象者 母子家庭、父子家庭  
\*母子・父子家庭とは配偶者と死別又は離別した女子または男子と、その扶養する20才未満の児童からなる家庭をいいます。
- 申請・相談窓口 市にお住まいの方は福祉事務所  
町にお住まいの方は町役場または県健康福祉事務所  
\*進路が決定するまでにご相談ください。
- 貸付要件 原則として、連帯保証人1名  
(別世帯となる親族が親類で、保証能力がある方)
- 資金の種類 就学支度資金・就職支度資金・修業資金・修学資金
- 償還方法 原則として月賦償還(毎月払い)、口座振替払(当該月の25日振替)
- 貸付限度額 各資金の貸付限度額は令和3年4月現在の額です。

### お子さんに関する資金の貸付けパターン

#### ◎児童が借受人

【借受人】児童  
【連帯保証人】親(第三者)

#### ◎親が借受人

【借受人】親  
【連帯借受人】児童  
【連帯保証人】第三者

(単位:円)

学校種別		自宅通学	自宅外通学
高等学校 専修学校(高等課程) *専修学校の一般課程は国公立の金額	国公立	150,000	160,000
	私立	410,000	420,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	410,000	420,000
	私立	580,000	590,000
大学院	国公立	380,000	380,000
	私立	590,000	590,000
修業施設 *厚生労働大臣等が認める施設のみ		272,000	282,000

※中学校卒業者が修業施設に入所する場合は、「高校・専修(高等・一般)」に準じて取り扱います。

※年収がおよそ900万円を超える方については、上記と異なる限度額が設定されています。個別にお問い合わせください。

### 就職支度資金

とは、就職をする際に直接必要な経費を貸付ける資金です。

- 据置期間 貸付の日から1年
- 償還期間 6年以内
- 利子 無利子
- 貸付限度額 330,000円 (自動車購入の場合は、230,000円)

### 修業資金

とは、扶養している子が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費を貸付ける資金です。

\*自動車運転免許取得については直接就労に必要な場合で、高校3年在学時に就職内定等を受けた児童に限ります。

- 据置期間 修業期間終了後1年
- 償還期間 20年以内
- 利子 無利子
- 貸付限度額 月額68,000円  
(自動車運転免許取得の場合は一回460,000円)



### 修学資金

とは、高校・大学等で修学するために必要な経費を貸付ける資金です。

- 据置期間 学校卒業後6か月
- 償還期間 20年以内(専修学校の一般課程は5年以内)
- 利子 無利子
- 貸付限度額 下記のとおり(月額) 貸付の決定にあたっては、実際に必要となる経費等を確認したうえで、下記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。

学校種別	学年別 通学形態	1年	2年	3年	4年	5年	
		27,000	27,000	27,000			
高等学校	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
専修学校(高等課程)	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私立	自宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)		51,000	51,000				

### 〈お問い合わせは下記まで〉

住所地の市福祉事務所、町役場福祉担当又は県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員等にご相談ください。

芦屋市	子育て推進課	0797-38-2045	豊岡市	社会福祉課	0796-24-7031
伊丹市	こども福祉課	072-780-3518	養父市	社会福祉課	079-662-3162
宝塚市	子育て支援課	0797-77-2128	朝来市	社会福祉課	079-672-6123
川西市	こども支援課	072-740-1179	丹波篠山市	社会福祉課	079-552-7101
三田市	子ども家庭課	079-559-5072	丹波市	自立支援課	0795-88-5271
加古川市	家庭支援課	079-427-9293	洲本市	子ども子育て課	0799-22-1333
高砂市	子育て支援課	079-443-9024	南あわじ市	子育てゆめらん課	0799-43-5219
西脇市	こども福祉課	0795-22-3111(代)	淡路市	子育て応援課	0799-64-2134
三木市	子育て支援課	0794-82-0151	猪名川町	宝塚健康福祉事務所	0797-61-5176
小野市	子育て支援課	0794-63-1645	稲美町・播磨町	加古川健康福祉事務所	079-421-9299
加西市	地域福祉課	0790-42-8709	多可町	加東健康福祉事務所	0795-42-9360
加東市	福祉総務課	0795-43-0408	神河町・市川町 福崎町	中播磨健康福祉事務所	079-281-9768
相生市	子育て元気課	0791-22-7175	太子町・上郡町 佐用町	龍野健康福祉事務所	0791-63-5136
たつの市	児童福祉課	0791-64-3153	香美町・新温泉町	新温泉健康福祉事務所	0796-82-3161
赤穂市	子育て支援課	0791-43-6808			
宍粟市	社会福祉課	0790-63-3067			

兵庫県児童課ホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/jidoka/index.html>

※神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市及び明石市は、それぞれの市が貸付主体となっておりますので、お住まいの市役所又は区役所に直接お問い合わせください。